附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年十月一日からこの政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行った者であって、当該請求を行った日において第四号厚生年金被保険者（同法第二条第六項に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。次項において同じ。）であったものについて、同法附則第三条第一項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

3　平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行っていない者のうち、同月一日から施行日の前日までのいずれかの日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当するに至ったもの（同年九月三十日において同項各号のいずれにも該当し、かつ、同年十月一日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当していた者（以下この項において「継続要件該当者」という。）を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものが施行日から起算して六月を経過する日までの間において当該請求を行った場合（当該請求を行った日において同条第一項各号のいずれかに該当しない場合に限る。）における同項の規定の適用については、当該請求は、当該該当するに至った日（継続要件該当者にあっては、同年十月一日とする。第一号において「要件該当日」という。）において行ったものとみなす。この場合において、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

一　要件該当日において第四号厚生年金被保険者であったこと。

二　施行日において確定拠出年金法附則第三条第一項各号のいずれかに該当しないこと。

三　平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎